

令和7年第10回蔵王町農業委員会総会議事録

第10回蔵王町農業委員会総会は、令和7年10月27日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝織	2番 平間 拓也	3番 相澤 国弘
4番 勅使瓦 幸一	5番 我妻 壮一	6番 村上 利雄
7番 杉山 由美子	8番 平間 栄	9番 山家 一彦

計9名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三沢 敏朗	2番 我妻 敬一郎	3番 齋藤 秀俊
4番 村上 智彦	5番 大和 憲男	6番 伊藤 政美
7番 平間 昭男	8番 鈴木 好和	9番 大谷 啓一
10番 川村 富士男	11番 佐藤 勝浩	12番 佐藤 雄一
13番 伊藤 杜夫		

計 13 名

欠席農業委員は次のとおりである。

※全員出席

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

※全員出席

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	山家 信行
書記	佐藤 和博 齋藤 真澄

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	第3号議案 非農地証明願について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第10回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。(午後1時30分)

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員 9 名、推進委員 13 名であります。全員出席となっております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
議	長	これより、令和 7 年第 10 回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録指名委員は、蔵王町農業委員会会議規則第 27 条第 3 項の規定により、議長が 2 名を指名することにご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、3 番相澤国弘委員、4 番勅使瓦幸一委員の 2 名を指名いたします。
議	長	日程第 2 報告事項 1 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に報告をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により報告]
議	長	報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので、報告事項 1 を終わります。
議	長	日程第 3 第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局	長	[事務局長朗読により説明]
事務局	長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については 3 名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [2 番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
議	長	塩沢地区担当推進委員はどうでしょうか。
3 番推進委員		この件に関しては、私も見ておりまして、譲渡人は一人でお住まいですの で、将来的には耕作しないと思いますので妥当であると思います。
議	長	はい。分かりました。ありがとうございます。
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第 3 第 1 号議案は原案のと おり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第 1 号議案は原案のとおり承認されました。

議 長	日程第4第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長	[事務局長朗読により説明]
事務局 長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
	[2番委員により現況報告]
議 長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
8 番 委 員	工事期間が「一ヶ月」と記載していますが、埋設する場合は、伝染病などが発生した場合、穴を掘って石灰を撒いて埋めるような感じだと思いますが、これはどういうことなのでしょう。道路でも作るのですか。
事務局	今回のこの工事期間一ヶ月についてですが、計画書に記載されているものであります。土地の造成を年末までに実施するという事で計画書に記載がありましたので、議案書に記載しました。
8 番 委 員	はい。分かりました。
議 長	それでは私から。地元の7番推進委員に伺いますが、先にあった同様の案件は隣の場所でしょうか。
7 番推進委員	自分の畑の入り口辺りです。
議 長	以前も同じ譲受人からすぐ近くで申請がありました。
7 番推進委員	繋がっているところです。
議 長	その繋がりはですか。更に大きくしたということでしょうか。
7 番推進委員	その場所も一緒にあれば、するほうは楽ですね。
事務局 長	若干の補足説明ですが、昨年12月か2月頃だったでしょうか。譲受人から鳥インフルエンザが発生した場合に殺処分をしたものを埋却するという申請がありました。この案件については、宮城県常設審議委員会でも了解して頂いています。前回は、譲受人からは「1. 3回分埋却できる面積である」ということでした。今回の分を足すと2回分くらい埋却できる面積を確保できるということのようです。2回埋却できる場所を確保することは、義務ではないようですが、「2回分埋却できるくらい用意しておきたい」ということから今回、申請があがってきたということであります。なお、この案件につきましては、来月の宮城県常設審議委員会にお諮りする案件であります。
4 番 委 員	よろしいでしょうか。関連ですが確認する意味で伺います。前も話しをしたと思いますが、鳥を飼っている方は必ず埋却する場所を準備しなければならないのですか。
8 番 委 員	牛も豚も同じで病気が出た時のことを考えて、自分の埋却するところを決

	めておきなさいということです。
4 番 委 員	以前も今回の譲受人でありました。今回も同じ方です。他の方はどうなっているのでしょうか。
8 番 委 員	他の方は自分の農地を指定しています。
1 番 委 員	埋却する場所の届け出はしています。畜産農家は。
4 番 委 員	義務付けられているのでしょうか。
1 番 委 員	はい。
8 番 委 員	家畜保健所で1年に1回確認します。
1 番 委 員	だいたい自分の所有する畑であります。
4 番 委 員	自分の畑などがいない場合、購入して準備するということですね。先日、北海道で鳥インフルエンザがありました。あの件では全部、事前に届け出をしているところに持っていくということですか。
1 番 委 員	はい。そういうことです。
4 番 委 員	間違っても鶏糞は入らないのですか。
8 番 委 員	死んだものだけになっています。ビニールを敷いて石灰を撒いて雨水などで流れないようにします。
4 番 委 員	この近辺だと思いますが、鶏糞の処理に困って大分、捨てているところがあります。ですので、地域住民からも大分、苦情がきたようですので、そういうことはないと思いますが。近くに水汲み場もあるようですので、その辺を心配していました。
8 番 委 員	雨水と一緒に流れ出ないようにしなければなりません。
4 番 委 員	ちょっと大変だなと思います。義務付けられて自分で準備するというのは。
議 事 務 局 長	これは農地ではないので、5条ということですか。
議 事 務 局 長	あくまでも「埋却地として」ということであります。
議 事 務 局 長	他に質問はございませんか。
議 事 務 局 長	[なしの声あり]
議 事 務 局 長	質問がございませんので採決いたします。日程第4第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議 事 務 局 長	[異議なしの声あり]
議 事 務 局 長	異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。
議 事 務 局 長	日程第5第3号議案「非農地証明願について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長	[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長	(説明後に) なお、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議 事 務 局 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
議 事 務 局 長	[2番委員により現況報告]
議 事 務 局 長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。

議	長	私からよろしいでしょうか。非農地証明願があがってくる時に思うのですが、どういう理由で今になって非農地証明願を出してくるのでしょうか。
事	務	今回の案件について説明いたします。すべての案件で今後も農地として利用できないということから「非農地証明願」が提出されたものであります。
局		
議	長	はい。分かりました。
議	長	他に質問はございませんか。
		[なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午後2時6分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 7 年 10 月 28 日

議長	山家 一彦
3 番	相澤 国弘
4 番	勅使 瓦 幸一